

「指定代理請求特約」について

- 指定代理請求特約とは、保険金等の受取人である被保険者が保険金等を請求できない「特別な事情」があると当社が認めた場合に、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等ご請求できる特約です。
- 被保険者がお受け取りになるすべての保険金等が対象となります。
- この特約を付加することで、新たな保険料のご負担はありません。

■被保険者が保険金等を請求できない「特別な事情」について

「特別な事情」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合
- ② 傷病名（当社が認めるものに限り）の告知を受けていない場合
- ③ その他①および②に準じた状態である場合

■指定代理請求人について

指定代理請求人は、ご契約者が被保険者の同意を得て、つぎのいずれかの要件を満たす方の中からあらかじめ指定いただいた方（1名のみ）となります。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の直系血族
- ③ 被保険者の3親等内の親族
- ④ 被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている方
- ⑤ 被保険者の財産管理を行なっている方
- ⑥ 死亡保険金（死亡給付金その他被保険者死亡の際に支払われる給付金を含む）の受取人
- ⑦ その他上記④から⑥までに掲げる方と同等の関係にある方

○ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を上記①～⑦の範囲内で変更することができます。

○ご契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、指定代理請求人が指定されていないものとして取り扱います。

○指定（変更）時に上記の要件を満たしていても、ご請求時に上記の要件を満たしていないときは、指定代理請求人は請求をすることができません。

○指定代理請求特約を付加した後、つぎのいずれかに該当する場合は保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等*が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

〈つぎのいずれかに該当する場合〉

1. 指定代理請求人が指定されていない場合
2. 請求時において、指定代理請求人がすでに死亡している場合
3. 請求時において、指定代理請求人が上記①～⑦の要件を満たしていない場合
4. 指定代理請求人が傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合もしくはこれに準じる状態であると当社が認めた場合

* つぎに定める方が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

ア. 戸籍上の配偶者

イ. 上記ア. に該当する方がいない場合もしくは傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示

ができない場合等には保険金等の受取人と同居または生計を一にしている3親等内の親族
ウ. 上記ア. およびイ. に該当する方がいない場合もしくは傷害または疾病により、保険金等を請求す
る意思表示ができない場合等には保険金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた方

■当社がこの特約に基づき、保険金等をお支払いした場合には、その後受取人ご本人よりこの特約に基づき、
お支払いした保険金等をご請求いただいても、重複してお支払いしません。

■ご契約者はいつでもこの特約を解約することができます。

(ご参考) 指定代理請求特約の対象となる保険金等の種類

- ① 被保険者が受取人に指定されている保険金等
- ② 被保険者がお受け取りになる保険金等
- ③ 被保険者をご契約者が同一人である場合のご契約者がお受け取りになる保険金等
- ④ 上記①～③に定める保険金等とともにお受け取りになる金額
- ⑤ 被保険者をご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

※保険金等の受取人が法人の場合、指定代理請求人のご指定がされなかったものとみなします。

以上